

旭労災病院ニュース

病院情報誌 第108号 平成26年11月1日発行

発行所：旭労災病院

〒488-8585

尾張旭市平子町北61番地

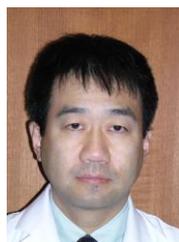
TEL 0561-54-3131

FAX 0561-52-2426

<http://www.asahih.rofuku.go.jp/>

2014年版大腸癌治療ガイドラインについて

外科部長 高野 学



大腸癌に対する化学療法の進歩は目覚ましいものがあり、使用可能薬剤も増加しています。今回のガイドラインの改訂で、術後補助化学療法として CapeOX(オキサリプラチン®、ゼローダ®)が推奨されるレジメンの一つとなりました。リンパ節転移陽性症例の進行度(Stage)はⅢ以上となり、リンパ節転移総数が3個以下の場合 StageⅢa、4個以上の場合 StageⅢb に細分類されます。StageⅢa 結腸癌症例・直腸癌症例の5年生存率は、各々77.3%・76.0%であるのに対し StageⅢb 症例のそれは 68.1%・58.8%と明らかに予後不良です。これまでは 5FU®+アイソボリン®にオキサリプラチンを加えた FOLFOX 療法を施行してきましたが、治療点滴時間が48時間のため入院での治療あるいはCVポートの留置が必要でした。CapeOXは、オキサリプラチンの点滴を外来で施行でき、ゼローダの内服を自宅で行うことで利便性が高く、FOLFOX療法と遜色のない再発抑制効果も期待できます。

今回の改訂で特筆すべきことは進行再発大腸癌に対する化学療法が患者の状態により強力な治療が適応となる患者と強力な治療が適応とならない患者に分けて治療方針を選択するのが望ましいとされたことです。患者自身が重篤な有害事象の発生を好まない、または重篤な併存疾患があり、オキサリプラチン、イリノテカン、分子標的薬の併用療法に耐えられないと判断される、腫瘍の状態としては、現在切除不能な多臓器(または多発)転移があり将来的にも切除可能となる見込みが乏しい、無症状かつ緩徐な腫瘍進行と判断される患者などには強力な治療が適応とならないとされました。

今までの進行再発大腸癌についての化学療法のガイドラインは医療側の意志が強く反映されていたのに比べ、患者側の強い副作用を避けたいという意志を尊重すべく緩やかな治療法が併記提示されたところが今までのガイドラインとの大きな違いとなっています。

禁煙のススメ～

尾張旭市では禁煙外来治療費助成が始まりました



呼吸器科部長 太田 千晴

喫煙は、肺がんを含む多くのがん、心筋梗塞などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器疾患、糖尿病、消化器疾患、胎児の成長障害を含む周産期合併症、その他様々な病気や健康障害の原因となっています。受動喫煙によってもこれらの健康被害を引き起こします。

平成 24 年国民健康・栄養調査によると、日本における成人喫煙率は 20.7%（男性 34.1%、女性 9.0%）、喫煙者は約 2200 万人で、減少しているものの、諸外国と比較して依然高い水準にあります。わが国の喫煙による超過死亡数は年間約 12～13 万人と報告されており、日本人の死亡原因として最大の原因であることが確認されています。一方、受動喫煙による超過死亡数は約 6800 人と推定されています。

喫煙は疾病や死亡の原因の中で防ぐことの出来る単一で最大のものであり、禁煙はこれらの疾患や死亡を確実にかつ劇的に減らすことのできる方法です。しかし、喫煙習慣の本質はニコチン依存症であり、本人の意志の力だけで長期間の禁煙ができる喫煙者はごくわずかです。ニコチン依存症=治療対象となる疾病、と位置付けが確立したことを踏まえて、日本でも平成 18 年からニコチン依存症と診断された患者のうち、禁煙の希望があるものに対する一定期間の禁煙指導について保険診療が認められるようになりました。また、尾張旭市では平成 26 年 6 月から禁煙外来治療費助成事業が始まり、禁煙外来治療費用自己負担分の 2 分の 1（上限 1 万円）が助成されることになりました。

<尾張旭市禁煙外来治療費助成事業>

<助成の対象者> 次の要件をすべて満たしている方

1. 治療開始前に届出をされている方
2. 届出時及び治療完了時に尾張旭市に住民登録を有する満 20 歳以上の方
3. 禁煙外来治療について市の助成を受けたことがない方
4. 公的医療保険を適用し、定められた治療過程を完了した方

<禁煙外来治療助成の流れ>

1. 尾張旭市健康課（保健福祉センター）で事前申請の手続きを行う。
2. 禁煙外来を行っている医療機関に予約をして受診する。
3. 所定の禁煙治療を受け、自己負担金を支払い、領収書をもらう。（通常 5 回）
4. 治療最終日に医療機関から修了証書の交付を受ける。
5. 修了証書・領収書（5 回分）・印鑑・通帳を持って健康課で助成金請求の手続きを行う。
6. 後日治療費の 1/2（上限 1 万円）が振り込まれる。

「喫煙は喫煙病(依存症+喫煙関連疾患)という全身疾患」であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」という認識の下、医療従事者は喫煙者全員に対して禁煙の必要性をアドバイスし、禁煙希望者に対しては禁煙開始の支援を行っていく必要があります。

当院呼吸器科では毎週金曜日の 14:30 から完全予約制で禁煙外来を行っています。ご要望があれば、呼吸機能検査や胸部 CT などを施行し、COPD の可能性についての診断も併せて行います。対象の患者様がありましたら、ご紹介いただくと幸いです。